

沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例

沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例（平成24年沖縄県条例第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例

第1条中「規定する特定駐留軍用地」の次に「及び同法第18条の2第1項に規定する特定駐留軍用地跡地」を加え、「沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金」を「沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(沖縄県県有施設整備基金条例の一部改正)

2 沖縄県県有施設整備基金条例（昭和54年沖縄県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金」を「沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金」に改める。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に規定する特定駐留軍用地跡地内における土地の取得を目的とする事業を実施できるようにする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。